

スポーツ用具貸出のご利用に際しての注意事項

- スポーツ用具は、当協会が以下の各事項に基づいてお貸しするものです。
- 貸出・返却時間は午前9時から午後5時までです。
- 貸出期間は、スポーツ用具をお渡しした日から、申請のあった返却日までとし、原則最大で1週間です。
- 貸出期間の延長は、貸出期間終了前に当協会の承諾が必要です。貸出状況により、延長が認められない場合もありますのでご了承ください。
- 連絡が無く、スポーツ用具の返却を遅滞された場合には、次回からの貸出をお断りさせていただくことがあります。
- 郵送による貸出、返却は行っておりません。
- スポーツ用具の使用による事故については、使用者の責任で対処して下さい。
- スポーツ用具を破損・紛失した場合は、速やかに当協会に報告して下さい。やむを得ない理由がある場合を除き、修理費などを負担していただくことがあります。

利用申請書

社会福祉法人社会福祉事業団
徳島県パラスポーツ協会 会長 殿

1 使用目的

2 借用物品・数量

	用具名	数量
①		
②		
③		
④		

3 期間 (自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日

4 使用場所

上記の各事項を承諾の上、借用いたします。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 (団体名) _____

電話 _____